

# 郡山市パブリックコメント手続（意見公募手続）実施要綱

平成28年4月1日制定

平成31年5月1日一部改正

[ 政策開発部広聴広報課 ]

## （目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続（意見公募手続）の実施について必要な事項を定めることにより、市民の行政参画の機会を提供するとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、もって公平公正で開かれた市政の実現を目指すことを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱において、「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な計画の策定過程において、案の段階でその趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民等からその政策に対する意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、その寄せられた意見等に対する市の考え方を公表するとともに、寄せられた意見等を考慮し実施機関の意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、市の部局をいう。

3 この要綱において、「市民等」とは、郡山市政に関心がある全ての者をいう。

## （対象）

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等（以下「計画等」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 市の総合計画並びに各行政分野における部門別の基本計画及び指針

(2) 前号に掲げるもののほか実施機関が特に必要と認めるもの

## （適用除外）

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、パブリックコメント手続を実施しない。

(1) 法令又は条例により意見聴取の手続が定められているもの

(2) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの

(3) 緊急を要すると認められるもの

(4) 軽微な計画等と認められるもの

## （公表の時期等）

第5条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ当該計画等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めなければならない。

(1) 計画等を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 計画等の案の概要

(3) 計画等の案を立案した際の実施機関の考え方及び論点

(4) その他市民等が当該計画等の案を理解するために必要な参考資料

## （公表の方法）

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市のウェブサイトへの掲載

- (2) 実施機関及び市政情報センターにおける閲覧及び配付
- (3) 行政センター及び市民サービスセンターにおける閲覧
- (4) 市発行の広報紙への掲載
- (5) 報道機関への発表

2 実施機関は、前項の規定によるもののほか、必要に応じ、次に掲げる方法により、パブリックコメント手続の実施について、広く市民等に知らせるよう努めるものとする。

- (1) 関係団体等への送付
- (2) その他実施機関が必要と認める方法  
(意見等の提出期間及び方法)

第7条 実施機関は、市民等が意見等を提出するための必要な期間として、公表した日から原則として30日以上提出期間を確保するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、意見等の提出について30日以上提出期間を確保することができない特別の事由があるときは、その事由を明らかにした上で、意見等の提出期間を30日未満とすることのできる。

3 意見等の提出は、次に掲げる方法により受け付けるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) 簡易電子申請システム
- (5) ファクシミリ
- (6) その他実施機関が適当と認める方法

4 意見等の提出をしようとする市民等は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を明記しなければならない。

（提出された意見等の取扱）

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮して、計画等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、計画等の策定の意思決定を行ったときは、策定した計画等のほか、市民等から提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表しなければならない。

3 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画案を修正したときは、その修正内容を公表しなければならない。ただし、郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号）第7条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

4 実施機関は、前2項の規定による公表に当たり、意見提出者の氏名その他の個人情報を公表する予定であることを明示しているときは、その旨を公表することができる。

（実施結果の公表）

第9条 実施機関は、この要綱により行ったパブリックコメント手続の実施結果を取りまとめ、その一覧表を作成し、市のウェブサイトに掲載する等の方法により公表するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、意見募集期間、意見等の処理状況及び問い合わせ先を記載するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。